

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案政省令見込み事項（都市再生特別措置法の一部改正部分）

## 1. 見込み事項

条項	政省令事項	政省令見込み事項
○都市再生特別措置法施行令		
63①	政令で定める規模	0.5 <sup>ヘクタール</sup>
○都市再生特別措置法施行規則		
63①	国土交通省令で定めるところにより	認定申請書の様式、添付図書等（都市再生特別法施行規則第1条を参考）
63②	国土交通省令で定める事項	都市再生整備事業の名称及び目的等（都市再生特別措置法施行規則第2条を参考）
65	国土交通省令で定める事項	都市再生整備事業の名称及び目的等（都市再生特別措置法施行規則第3条を参考）
66①	国土交通省令で定める軽微な変更	地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更等（都市再生特別措置法施行規則第4条を参考）
71①-ホ	国土交通省令で定める方法	認定整備事業者である特定目的会社に対する出資等
71③	国土交通省令で定める基準	認定整備事業者が施行する認定整備事業に要する費用の一部について、民間都市機構が支援する場合に従うべき基準等

## 2. 施行期日

「民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」による改正都市再生特別措置法の施行日